

# 抵当権設定登記手続き

## Mortgage

### 必要書類

リベリアにおいて、抵当権を設定登記する場合の必要書類は下記のとおりです。

#### 1) 抵当権書類 "Mortgagor" (原本 3 部)

- 抵当権設定者“Mortgagor”による署名・公証済みのもの  
※署名の認証は、公証の代わりにリベリアスペシャルエージェントによるものも可

#### 【第二抵当権以下を設定する場合のみ】

- 第二抵当権以下の抵当権書類には、先に登記されているすべての優先する抵当権の登記の詳細として、下記の項目を記載してください。
  - a) 登記日時
  - b) 登記台帳番号およびページ番号

#### 2) 抵当権設定者 “Mortgagor” 署名権限確認書類 (コピー1 部)

※【**抵当権書類のご署名者が、登録船主の役員・取締役である場合**】  
署名権限確認書類のご提出は不要です

- 抵当権設定者“Mortgagor”発行の、抵当権書類に署名するための権限を確認するもの
- 抵当権設定登記日より遡って1年以内に発行されたもの
- 署名権限確認書類には、下記の項目を含めてください。
  - a) 抵当権設定者名
  - b) 本船名
  - c) 本船のリベリアオフィシャルナンバー
  - d) 抵当権書類の目的  
(「第一抵当権の登記」 'to record a First Preferred Mortgage' など)

署名権限確認書類は、以下 2 つのうち、いずれかの形式でご準備ください。

i) 取締役会決議 “Board Resolution” の認証謄本 “Certified Copy”

Secretary もしくは、他の役員によって効力を有する写しであることが認証されたもの

ii) 委任状 “Power of Attorney”

公証もしくは、リベリアスペシャルエージェントが署名認証したもの

抵当権設定者 “Mortgagor” が日本法人で、署名権限確認書類のご署名を、法人代表印を用いて行われる場合は、印鑑証明書の原本 1 部を併せてご提出ください。

3) “Memorandum of Particulars” (コピー 1 部)

抵当権設定者 “Mortgagor” による署名済みのもの

【第二抵当権以下を設定する場合のみ】

4) 抵当権者 “Mortgagee” の同意書 “Consent” (コピー各 1 部)

先に登記されている抵当権のすべての抵当権者 “Mortgagee” から、それぞれ同意書を取り付けてください。

### 書類提出先・提出時期

・ ドラフト

登記に必要な項目を満たしているかどうかを事前に確認するため、すべての書類のドラフトを、登記に先だって、リスカジャパン宛メールでご提出ください。

・ 原本

事前確認が済みましたら、署名・公証などをお手配の上、各書類原本を、遅くとも登記日当日までに、リスカジャパンまでご提出ください。

### 費用

\$600.00

ただし、船籍登録と同時手続きの場合、この費用は免除されます。

### 登記に要する日数

ご希望日当日に完了

以上